

## 「各種事務事業の取扱い」

### 23 水道・ガス分科会

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
201	010103	水道料金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	010104	水道の加入金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
203	010118	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、電算システムが統合されるまでは現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

201

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業										
23 水道・ガス			01 上水道			01 業務関係			03 水道料金										
長岡市				中之島町				越路町				寺泊町							
<b>1 水道使用料</b>				<b>1 水道使用料</b>				<b>1 水道使用料</b>				<b>1 水道使用料</b>							
用途・メーターの口径	基本料金		従量料金		用途・メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金	用途	基本料金		超過使用料金		用途	基本料金		超過料金		
	水量	料金	水量	料金		水量	料金	水量		料金	水量	料金	水量		料金	水量	料金	水量	料金
一般給水		水量1~10m <sup>3</sup>	水量11m <sup>3</sup> 以上		一般給水	1m <sup>3</sup> 当り			一般用	8m <sup>3</sup> まで	1,900円		9m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき110円、 31m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき90円	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,900円	超過料金 1m <sup>3</sup> につき		
13mm	480円	1m <sup>3</sup> につき60円	1m <sup>3</sup> につき165円		13mm	10m <sup>3</sup> まで	1,150円	1m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 120円	営業用 官公用	500m <sup>3</sup> まで	47,000円		基本水量超過1m <sup>3</sup> につき60円	営業用	20m <sup>3</sup> まで	4,000円	190円		
20mm	990円	1m <sup>3</sup> につき165円			20mm	10m <sup>3</sup> まで	2,070円		プール1種	1,000m <sup>3</sup> まで	83,000円			官公学校用	50m <sup>3</sup> まで	10,500円	200円		
25mm	1,570円				25mm	10m <sup>3</sup> まで	3,220円	201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup> 105円	プール2種	100m <sup>3</sup> まで	12,000円			プール用	—	—	210円		
30mm	2,400円				40mm	—	8,280円	501m <sup>3</sup> ~5000m <sup>3</sup> 95円	浴場用	100m <sup>3</sup> まで	12,000円			臨時用	10m <sup>3</sup> まで	3,000円	使用水量1m <sup>3</sup> につき210円		
40mm	4,790円				50mm	—	12,650円		工場用小口	100m <sup>3</sup> まで	12,000円			共用栓	5m <sup>3</sup> まで	950円	300円		
50mm	9,040円				75mm	—	28,750円	5001m <sup>3</sup> 以上 90円	工場用大口	500m <sup>3</sup> まで	59,000円						190円		
75mm	24,500円				100mm	—	51,750円		工場用特殊	1,000m <sup>3</sup> まで	117,000円								
100mm	50,700円				150mm以上	—	115,000円		臨時娛樂用	8m <sup>3</sup> まで	1,900円								
150mm以上	管理者が別に定める額			浴場給水	—	—	35円	共用栓	8m <sup>3</sup> まで	1,900円									
浴場給水	一般給水に同じ	1m <sup>3</sup> につき20円		臨時給水	一般給水に同じ	1m <sup>3</sup> につき330円													
臨時給水	一般給水に同じ	1m <sup>3</sup> につき330円																	
※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 3,555円 (口径13mm)				※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。 ※口径13mmから25mmまでは、10m <sup>3</sup> までは基本料金のみで、11m <sup>3</sup> から超過使用分として従量料金がかかります。基本料金に追加される。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 2,950円 (口径13mm)				2 メーター使用料 口径 料金 13mm 60円 20mm 100円 25mm 120円 30mm 200円 40mm 300円 50mm 1,000円 75mm 1,500円 100mm 2,200円 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 3,830円 (口径13mm)				2 メーター使用料 口径 料金 13mm 50円 20mm 90円 25mm 100円 30mm 175円 40mm 210円 50mm 設置者負担 75mm 同上 100mm 同上 ※共用栓の基本水量は1世帯5m <sup>3</sup> まで。 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 4,800円 (口径13mm)							
三島町				山古志村				小国町				課題		調整方針案					
<b>1 水道使用料</b>				<b>1 簡易水道使用料</b>				<b>1 水道使用料</b>											
用途	基本料金		超過料金	用途	基本使用料		超過料金	用途	基本料金		超過使用料金								
	水量	料金	1m <sup>3</sup> につき		水量	使用料	1m <sup>3</sup> につき		水量	料金	9~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上						
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	180円	一般用	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	一般用	8m <sup>3</sup> まで	1,900円	140円	120円	100円						
営業用	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	180円	営業用	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	営業用	官公・学校用		160円	140円	110円						
浴場営業用	100m <sup>3</sup> まで	15,000円	100円	官公用	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	官公・学校用			190円	190円	130円						
娯楽用	10m <sup>3</sup> まで	3,000円	300円	プール	500m <sup>3</sup> まで	35,000円	100円	プール1種	400m <sup>3</sup> まで	50,000円	401m <sup>3</sup> 以上、1m <sup>3</sup> につき100円								
臨時用	10m <sup>3</sup> まで	3,000円	300円	集会所	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	プール2種	800m <sup>3</sup> まで	90,000円	801m <sup>3</sup> 以上、1m <sup>3</sup> につき90円								
共用給水装置	10m <sup>3</sup> まで	1,800円	180円	その他	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	工場用小口	80m <sup>3</sup> まで	15,000円	81m <sup>3</sup> 以上、1m <sup>3</sup> につき120円								
2 メーター使用料(臨時給水時のみ)				2 メーター使用料				2 小規模水道(山野田)、簡易水道使用料(法末・八王子)											
		口径	料金			口径	料金			固定料金		水量料金							
		13mm	100円			13mm	80円			水量		水量							
		20mm	200円			20mm	130円			8m <sup>3</sup> まで		8m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで							
		25mm	300円			25mm	160円			1,900円		1m <sup>3</sup> につき170円							
		30mm	500円			30mm	260円					50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで							
		40mm	900円			40mm	400円					1m <sup>3</sup> につき150円							
		40mmを超えるもの	2,000円			50mm	1,300円					100m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき130円							
※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 4,500円 (口径13mm)				※簡易水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 5,080円 (口径13mm)				※参考：(25m <sup>3</sup> /月) 4,280円 (口径13mm)											

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

202

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		01 上水道		01 業務関係		04 水道の加入金	
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
13mm	55,000円	13mm	25,000円	13mm	60,000円	13mm	40,000円
20mm	128,000円	20mm	60,000円	20mm	60,000円	20mm	70,000円
25mm	220,000円	25mm	100,000円	25mm	70,000円	25mm	120,000円
30mm	330,000円	40mm	300,000円	30mm	80,000円	30mm	180,000円
40mm	660,000円	50mm	500,000円	40mm	100,000円	40mm	300,000円
50mm	1,080,000円	75mm	1,200,000円	50mm	120,000円	50mm	500,000円
75mm	2,900,000円	100mm	2,500,000円	75mm	250,000円	75mm	1,200,000円
100mm	5,440,000円	150mm	管理者が別に定める額	100mm	500,000円	100mm	管理者が別に定める額
150mm以上	管理者が別に定める額	(消費税は含まれていない。)		(消費税は含まれていない。)		(消費税は含まれていない。)	
(消費税は含まれていない。)		※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。				※別荘等他町村居住者 13mm 100,000円 20mm以上 管理者が別に定める額 (消費税は含まれていない。)	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
メーターの口径	加入金の額	一律 30,000円		メーターの口径	加入金の額	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。	
13mm	50,000円	(消費税は含まれていない。)		20mm	60,000円		
20mm	90,000円			25mm	100,000円		
25mm	150,000円			30mm	140,000円		
30mm	230,000円			40mm	250,000円		
40mm	300,000円			75mmまで	850,000円		
50mm	400,000円			私設消火栓	30,000円		
75mm	600,000円			(消費税は含まれていない。)			
75mmを超えるもの	企業長が別に定める額						
(消費税は含まれていない。)							
※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

203

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	18	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 検針サイクル 隔月検針 (市内を東西に2分割し隔月に検針。) 2 料金の納付 隔月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※見附市より給水を受けている。	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	1 検針サイクル 一般用は隔月検針、その他毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ただし、隔月検針に係る超過料金は2分の1を翌月及び翌々月納付	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、電算システムが統合されるまでは現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。なお、公営ガス対象地区(越路町)は現行どおりとする。